

目次

1 下水道事業経営戦略2025の概要

経営戦略とは

- 将来にわたって安定的に事業を継続していくための30年間の投資・財政計画（財務シミュレーション）を基にした中長期的な経営の基本計画
- 令和2年度に策定した「調布市下水道ビジョン」を「調布市下水道事業経営戦略」としても位置付け

下水道事業経営戦略2025(※1)策定（令和2年度に策定した経営戦略の改定）の目的

以下のことに対応した計画へ見直す必要性

- 公営企業会計による決算を経て、経営課題が明確化したことや下水道ビジョン策定以降の豪雨対策や物価高騰などの社会情勢の変化を反映する必要が生じたこと
- 下水道ビジョン策定時の投資・財政計画の見直しを実施し、最新（令和5年度決算まで）の経営状況・財政状態を反映した結果、令和9年度に現金収支がマイナスに転じ、令和14年度に現預金残高が枯渇する見込みとなったこと

専門委員会(※2)で整理した経営課題

- 増大する建設改良（老朽化・劣化対策、浸水対策、地震対策）需要に対する財源確保
- 下水道事業収入の根幹となる下水道使用料水準の改善、経費回収率(※3)の改善
- 中長期（30年間）にわたり安定的に事業運営するための現預金残高の確保

経営課題を解決するために設定した目標値

専門委員会において、経費縮減策（次頁参照）の継続はもとより、収入確保の取組として下水道使用料水準の見直しが必須であると結論付けられた。 適切な下水道使用料水準の算定にあたっては、経営戦略2025の計画期間最終年度（令和16年度）において以下の3点を達成することを目標とした。

- (1) 経常収支比率(※4)**（経常収益÷経常費用） **100%**
- (2) 経費回収率**（下水道使用料÷汚水処理費） **100%**
- (3) 現預金残高** **18億円**

令和5年度決算を基調とした財務シミュレーションでは、左記の目標を満たすためには、現行の下水道使用料水準から**+29.8%（令和8年度～）の改定が必要と試算**

※1 調布市下水道事業経営戦略2025（以下、「経営戦略2025」という。）（令和7年3月策定、計画期間：令和7年度～令和16年度）

※2 調布市下水道事業経営戦略改定検討に係る専門委員会（令和5年度～6年度設置、計6回開催）

※3 使用料で回収すべき経費（汚水処理費等）を、どの程度使用料で賄えているかを表す経営指標

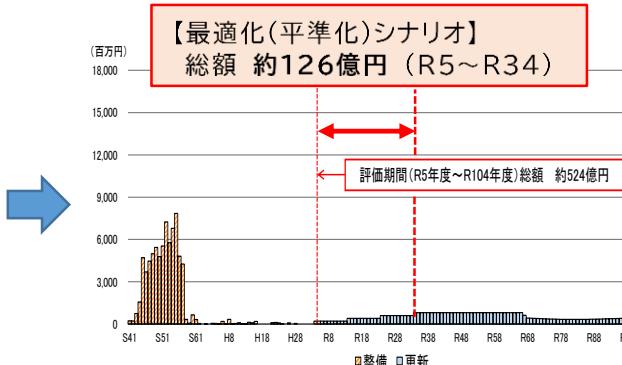
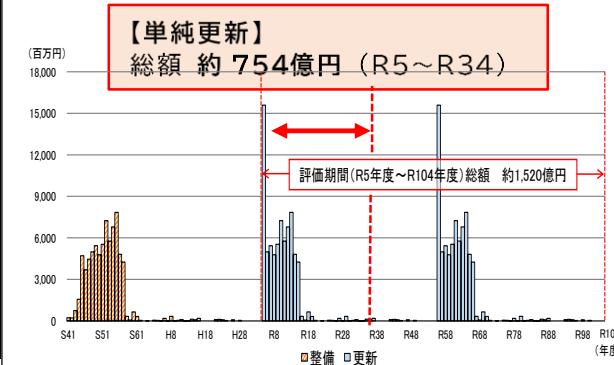
※4 当該年度において、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す経営指標

<経営戦略を推進するうえで前提となる、これまでの経費縮減策の取組>

① 管路の劣化状況を踏まえた「ストックマネジメント計画」^{*}に基づく事業費の縮減及び平準化

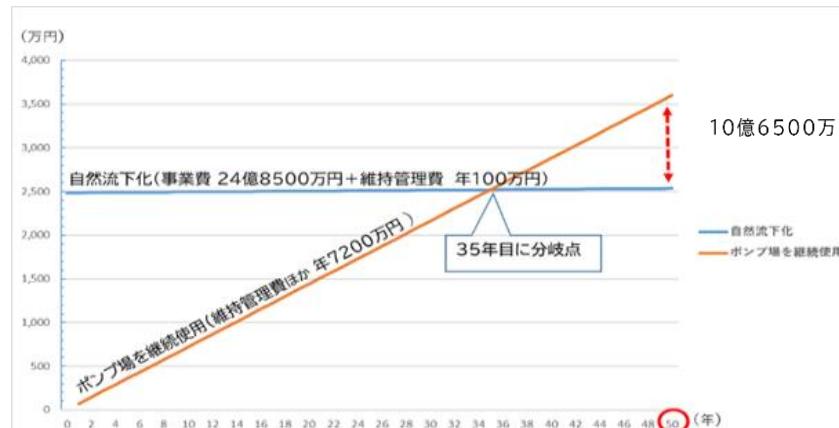
標準耐用年数50年で全て布設替えを行う「単純更新」ではなく、一
定制約のもと優先的に改築する管路を、災害発生時にリスクの高い中・
大口径管に絞り改築を行う「最適化シナリオ」で改築を行うことで経費
縮減を図ります。

*ストックマネジメント計画とは、下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実
施を図るため、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測
しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に維持・管理するための計画



② 仙川汚水中継ポンプ場の自然流下化による維持管理費等の縮減

自然流下化事業による仙川汚水中継ポンプ場の廃止により、維持管理費等を縮減します。35年目で
分岐点を迎え、50年間では10億円超の縮減効果が見込まれます。



シールドマシン等による管渠
の新設により、ポンプ圧送方
式から自然流下方式へ切り替
えることでポンプ場を廃止し
ます。

③ 包括的民間委託による業務効率化等の推進

管路の維持管理業務の一部に、官民連携手法の一つである包括的民間委託を導入し業務効率化による経費縮減を図ります。(R6～)

【期待できる効果】

- ストックマネジメント計画の着実な実施
- 予防保全型の維持管理業務の実施
- 増加する事業量に対する円滑な下水道事業執行体制

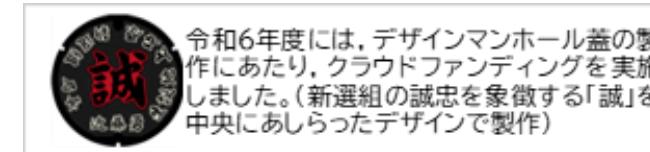
④ その他の経費縮減の主な取組

- ・東京都と水質検査の共同実施 (H21～)
- ・東京都の下水道事業における災害時復旧支援での連携 (H29～)
- ・公営企業会計システムを多摩地域7市で共同導入・運用による経費縮減 (R1～)
- ・マンホール蓋交換工事における材料の調達方法の見直しによる経費の縮減 (R5～) ほか

<これまでの収入確保の取組>

① 国・都補助金の活用

- ② 一般会計繰出金（雨水排水に要する経費等）の確保
- ③ その他収入の確保（老朽化マンホール蓋の鉄くず売却 ほか）



令和6年度には、デザインマンホール蓋の製
作にあたり、クラウドファンディングを実施
しました。(新選組の誠忠を象徴する「誠」を
中央にあしらったデザインで製作)

2 財政需要に関する経営戦略2025の想定からの更新内容

<主な更新内容>

- 令和6年度決算を基調とした収支予測（令和5年度決算から改善） **【△3000万円】**
- 流域下水道維持管理負担金の単価改定（見込み以上の大幅増） **【+19億4000万円】**
- 金利上昇 **【+8000万円】**
- その他、事業推進費の増（災害対策経費の増） **【+20億円】** p.5参照

(1) 原価計算に直接影響する収益的支出

- ・原価計算期間（令和8年度～12年度）の5年間で算定
- ・下水道使用料の算定対象は、総原価のうち汚水処理に要する経費 (消費税抜)

費用	項目	経営戦略2025	更新後	増減額	備考
		R8～12の5年間の総額			
維持管理費	流域下水道維持管理負担金以外の維持管理費（R5決算ベースからR6決算ベースに変更）	54億円	53億7千万円	△3千万円	・物価上昇率変更なし（R10まで3%，その後1%） ※物価上昇率のトレンド（R10まで3.9%，その後1.5%）を見込んだ場合、2億円増加
	流域下水道維持管理負担金の単価改定（令和8年4月）（※2）	78億円	97億4千万円	19億4千万円	現行単価：35.18円 経営戦略2025における想定単価：40.8円 変更後（都から提示された単価）：49.31円
資本費	企業債支払利息の金利（最新の内閣府公表資料をベースに更新）	8億1千万円	8億9千万円	8千万円	経営戦略2025における想定金利：1.9～2.0% 変更後：2.3%～2.4%
	減価償却費（R6資産化実績及び最新の資本的支出概算事業費を加味）	72億7千万円	73億7千万円	1億円	
計		212億8千万円	233億7千万円	20億9千万円	

※2 下水道法第31条の2の規定に基づき、流域下水道により利益を受ける市町村が、流域下水道の幹線やポンプ所、水再生センターの維持管理に必要な経費を負担するもの。昭和57（1982）年以来、消費税に係る改定を除く実質的な改定は44年ぶり。なお、東京都が事業運営する23区の下水道使用料は、平成10（1998）年6月の改定以来、据え置かれています。

2 財政需要に関する経営戦略2025の想定からの更新内容 <参考>

(2) 原価計算に間接的に影響する支出（資本的支出）

- ・企業債支払利息や減価償却費の算定基礎となるため、間接的に使用料水準の算定に影響
- ・補助金等を除く大半の財源が企業債となるため、その元金償還額が現預金残高に影響
- ・経営戦略2025の計画期間（令和7年度～16年度）の10年間で算定

老朽化・劣化対策

ストックマネジメント工事 △約 9億円
全国特別重点調査 +約 16億円

浸水対策

雨水管理総合計画 +約 9億円
根川ポンプ施設整備 +約 4億円

計 +約 20億円

⇒企業債支払利息や減価償却費に間接的に影響

3 下水道施設維持に必要となる下水道使用料の適正水準

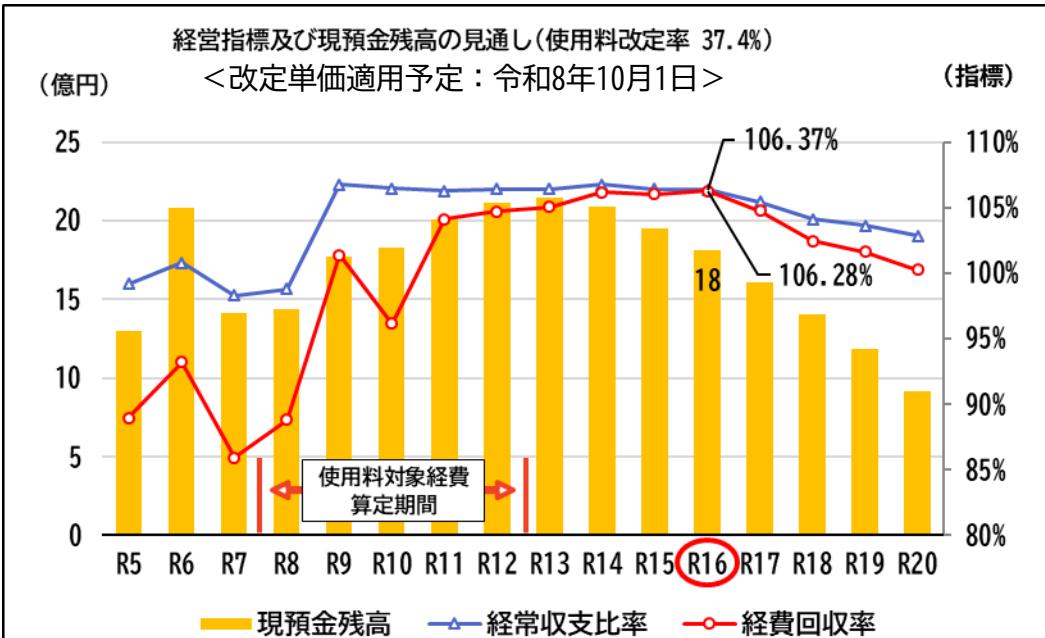
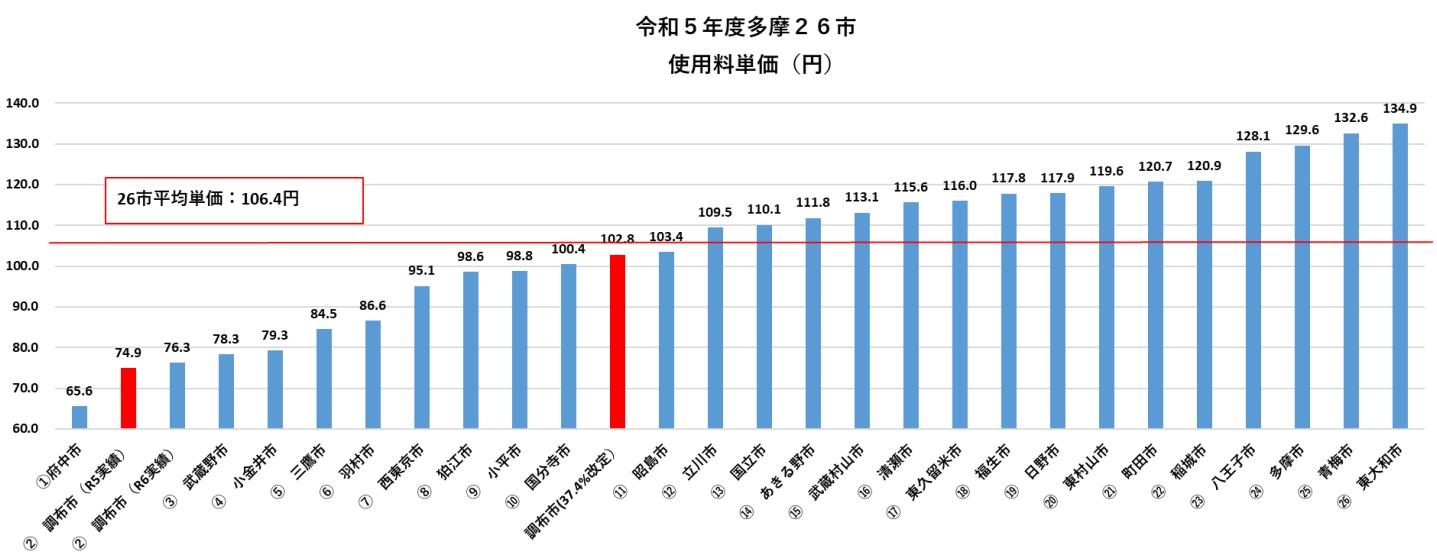
経営戦略2025の想定(p.2)から更新内容(p.4-p.5)を踏まえた財務シミュレーションの結果、平均改定率は約37.4%となります。

※有収水量1m³当たりの下水道使用料単価：現在は26市中25位(2番目に低い水準)、改定により17位(平均よりも低い水準)

平均改定率	使用料単価
37.4%	102.8円

※今後、多くの市が改定を予定

※あらゆる物価の高騰が市民生活に及ぼす影響に配慮し、直近の物価上昇のトレンドを見込まない。
なお、トレンドを見込んだ場合、平均改定率は39.6%となります。



経営戦略計画期間の最終年度(令和16年度)に以下の3点を満たしていること。

- ① 経常収支比率 100%
- ② 経費回収率 100%
- ③ 現預金残高 18億円



下水道施設の維持が
できなくなってしまったら…

令和7年1月28日に埼玉県で発生した下水道管の経年劣化による道路陥没事故においては、12市町の120万人に及び下水道(風呂、洗濯など)の使用自粛が要請(2月12日12時までの約2週間)され、また、陥没現場に流れ込む下水の量を減らすため、汚水を塩素消毒した上で川への緊急放流も実施された。

4 家庭における標準的な費用負担のシミュレーション

1か月当たりの世帯における影響額（消費税込）は以下のとおりです。都内 の他団体の使用料体系を参考に、世帯人数別の平均使用水量を考慮し調整を加えています。なお、下水道使用料は水道料金と合わせ、2か月ごとの請求・お支払いとなっています。

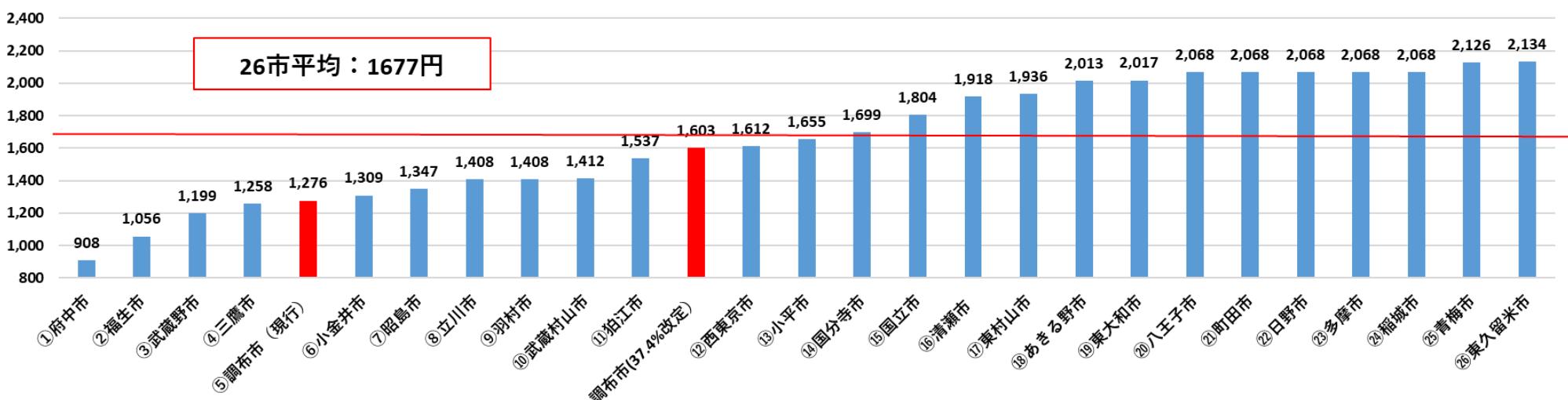
（単位：円 消費税込）

世帯人数	平均 使用水量	現行使用料	改定使用料	引上げ額
1人	8m ³	385	⇒ 587	202
2人	15m ³	830	⇒ 1,180	350
3人	20m ³	1,276	⇒ 1,603	327
4人	23m ³	1,599	⇒ 1,993	394
5人	28m ³	2,138	⇒ 2,642	504

※ 世帯人数別の1か月平均使用水量は、「令和2年度東京都生活用水実態調査」を参考に算出

＜令和7年11月現在＞

3人世帯における標準的な月額使用料（1か月当たり20m³）



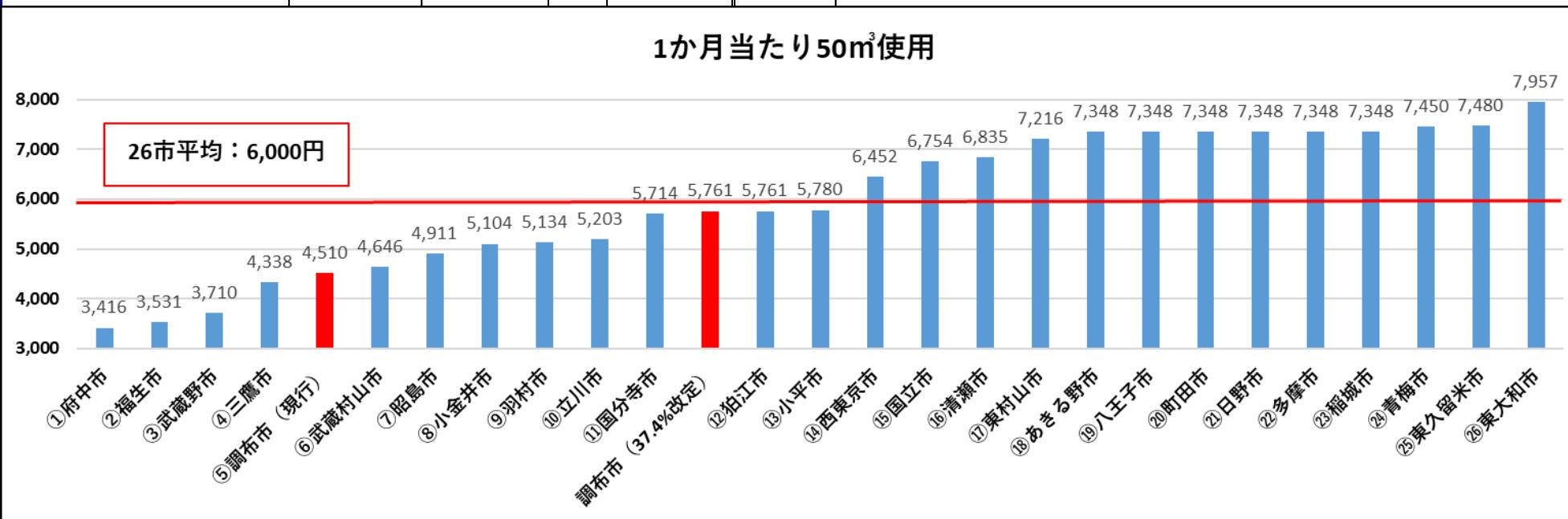
5 事業者における標準的な費用負担のシミュレーション

1か月当たりの事業者における影響額（消費税込）は以下のとおりです。
(単位:円, 消費税込)

小規模事業者(※)	平均 使用水量	現行使用料		改定使用料	引上げ額
飲食店:10席程度 事務所: 7人程度	20m ³	1,276	⇒	1,603	327
飲食店:15席程度 事務所:10人程度	30m ³	2,354	⇒	2,901	547
飲食店:25席程度 事務所:17人程度	50m ³	4,510	⇒	5,761	1,251
飲食店:50席程度 事務所:33人程度	100m ³	11,385	⇒	14,946	3,561

※ 平均使用水量については、官公庁及び業界のホームページを参考に算出
飲食店 : 月 2 m³／席
事務所 : 月 3 m³／人
(同規模の店舗であっても水道使用量は大きく変動するため、参考値)

<令和7年11月現在>



6 使用料体系改定のポイント

専門委員会における検討結果を踏まえた使用料体系改定のポイントは以下のとおりです。

① 将来にわたる下水道施設の機能維持に向けた経営の安定化

本来、固定的経費(※1)はすべての利用者が等しく負担する基本使用料で賄うべきであることから、基本使用料の割合を固定的経費の割合（36%）に近付け、施設の機能維持に向けて経営の安定化を図ります。

※1 水量に関わらず、下水道施設の規模や使用者数に応じてかかる経費

② 受益者負担の原則及び使用実態に基づく使用料区分の見直し

・使用実態や他団体の使用料区分との比較・均衡を踏まえ、基本使用料区分を「10m³」から「8m³」へ引下げ

1人世帯の「1か月の平均水量」は8m³であり、9m³より多く使用する場合は従量使用料区分を設定します。

・使用料区分「9m³～20m³」の新設

基本使用料区分の水量の引下げに伴う少量使用者の負担緩和のため、「9m³～20m³」の使用料を低く設定します。

・使用料区分「21m³～50m³」の細分化

家庭からの汚水排出量は1か月当たり、およそ30m³以内であることから、「21m³～50m³」の使用料区分を「21m³～30m³」と「31m³～50m³」に分け、家庭における標準的な使用に配慮した使用料を設定します。

③ 累進度(※3)の緩和

基本使用料の割合を高めることで累進度の低減にもつながり、他団体との均衡が図られます。

$$\text{累進度} = \frac{\text{【最高単価】 } 1000\text{m}^3\text{超の 使用料}}{\text{【最低単価】 } (1\text{m}^3\text{あたりの}) \text{ 基本使用料}}$$

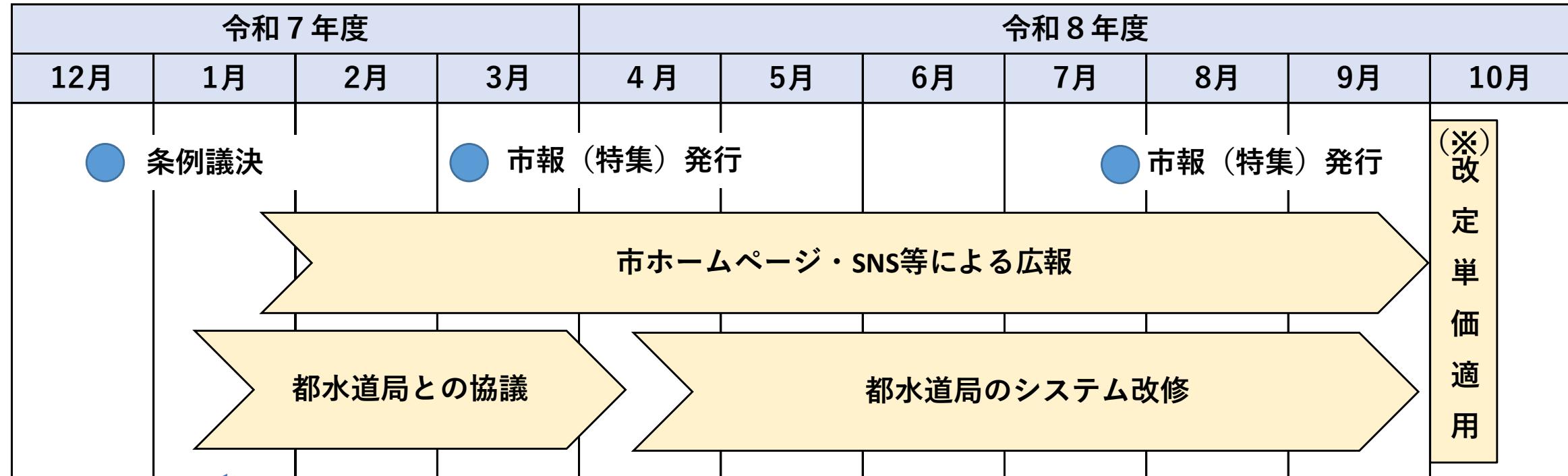
	現行		改定案	
基本使用料割合	31.4%		35.5%	
1か月当たりの下水道使用料 (消費税抜)				
	現行		改定案	
基本使用料	0～10m ³	350円	0～8m ³	534円
	11m ³ ～20m ³	81円	9～20m ³	77円
	21m ³ ～50m ³	98円	21～30m ³	118円
			31～50m ³	130円
従量使用料(※2) (1m ³ あたり)	51m ³ ～100m ³	125円	51～100m ³	167円
	101m ³ ～200m ³	144円	101～200m ³	192円
	201m ³ ～500m ³	172円	201～500m ³	228円
	501m ³ ～1000m ³	201円	501～1000m ³	267円
	1001m ³ ～	227円	1001～m ³	302円
				75円

※2 使用した分量に応じて発生する使用料

	現行		改定案	
累進度	227円÷35円=649%		302円÷66.75円=452%	

※3 累進度とは、1m³あたりの最低単価に対する最大水量区分の倍率で、その値が高いほど大量使用者への負担の依存度が大きくなります。

7 下水道条例改正案議決後の予定



※使用料算定期間に新旧使用料が混在する場合は、日割計算

